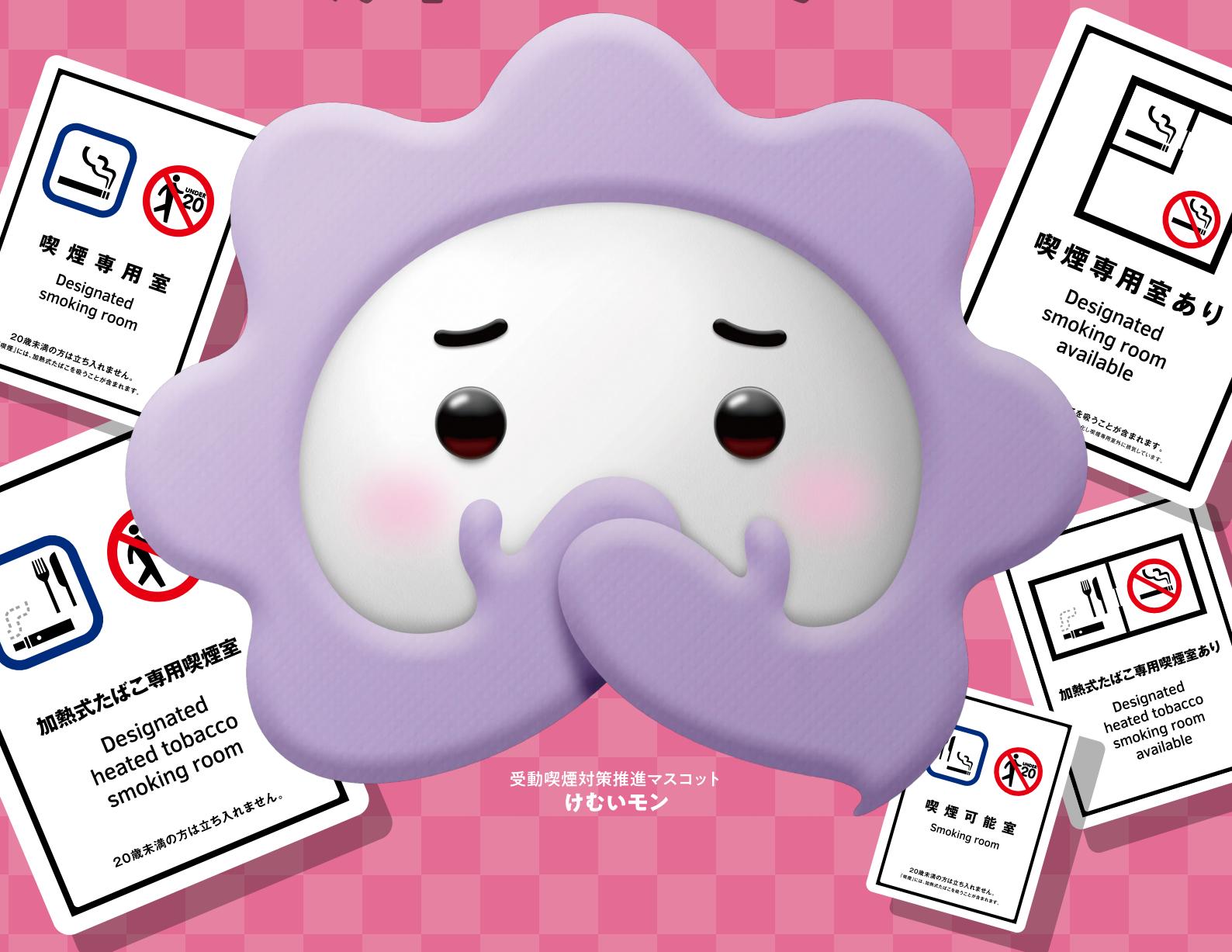


＼事業者のみなさん／

受動喫煙対策は お済みですか？



受動喫煙対策ハンドブック

2020年4月、健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正法」とする）が全面施行
患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き
これにより、多くの方が利用する様々な施設において、喫煙を認める場合は各種喫煙室の



学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

第一種施設



敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために
必要な措置がとられた場所に、
喫煙場所を設置することができる。
(特定屋外喫煙場所)



飲食店 オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、
スーパー・マーケット・コンビニエンスストア、
旅客運送事業鉄道・船舶などの施設

第二種施設

あなたの事業所は
**どちらの
施設？**

どんな場所、どんな時でも
**喫煙を行う場合は、
周囲の状況に配慮**

喫煙場所の提供を主たる目的とする施設（喫煙目的施設）では、
技術的基準に適合した喫煙目的室を設置できます。

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店
- 公衆喫煙所

※ただし、喫煙可能エリアには、
①喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けられています。
②来店客・従業員ともに20歳未満の方は立ち入れません。

※詳細は、P4「喫煙目的室」を参照してください。



されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもや、喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講すべき措置等について定めたものです。設置が必要となります。

原則屋内禁煙

喫煙を認める場合は
法令に基づいた喫煙室の設置が必要

禁煙?
喫煙室設置?

屋内禁煙



禁 煙
No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

喫煙室設置

紙巻たばこが吸える
喫煙エリアを作りたい



喫煙専用室を 設置する

喫煙専用室を施設の一部に設置し、この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。喫煙専用室では、喫煙以外の行為を行うことはできません。



加熱式たばこ専用 喫煙室を設置する

加熱式たばこのみの喫煙が可能な加熱式たばこ専用喫煙室を施設の一部に設置し、この中以外の全てのエリアを禁煙とする方法です。加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食等の喫煙以外の行為をすることができます。

「喫煙室設置」の際に必要な事項

①たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を遵守しているか。

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

喫煙専用室



喫 煙 専 用 室
Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「禁煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。

喫煙専用室あり



喫 煙 専 用 室 あり
Designated smoking room available

「禁煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。

「喫煙室」の
出入口の標識

「施設」の
出入口の標識

技術的基準についての詳細はこちらをご覧ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor10>

②喫煙室の標識及び 喫煙室設置施設等の標識を 掲示しているか。

③20歳未満の者を立ち入らせていないか。

④喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を 生じさせることがない場所とするよう配慮しているか。 ※第二種施設の屋外でも配慮が必要です。

喫煙室とは？

設置可能な喫煙室

既存特定飲食提供施設に該当する場合

- 2020年4月1日時点での現に存する店舗ですか？
- 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- 客席面積は100m²以下ですか？

お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外についても、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。

詳細については各自治体へお問い合わせください。

喫煙する場所の提供が主たる目的の施設である場合

第二種施設で喫煙室を作る場合

ひとつでも
「いいえ」

すべて
「はい」

既存特定飲食提供施設に該当

経営判断により設置可能

該当 喫煙目的施設に

紙巻たばこが吸える喫煙室を設置したい場合



加熱式たばこ専用喫煙室について



第二種施設※では、喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能です。喫煙専用室内では、喫煙することはできますが、それ以外の行為はできません。一方、加熱式たばこ専用喫煙室内では、経過措置として、喫煙が加熱式たばこに限定されますが、飲食等の喫煙以外の行為を行うことを可能としています。

※P1を参照

経過措置としての、 喫煙可能室



喫煙可能室

○喫煙が可能
○飲食などの提供可能
施設の全部、
または一部に設置可



既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、経過措置として、こうした飲食店を既存特定飲食提供施設とし、喫煙可能室の設置を可能としています。喫煙可能室では、喫煙に加え、飲食等を提供することを可能としています。

※既存特定飲食提供施設の詳細については、厚生労働省の受動喫煙特設サイトをご確認ください。また、喫煙可能室の設置には申請が必要であること、各地域によって上乗せ条例があることもご留意ください。

喫煙目的室



シガーバーや、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をする場所を提供することを主な目的とする施設(喫煙目的施設)については、たばこの煙の流出防止のための技術的基準に適合した屋内の場所に限り、喫煙目的室を設けることができます。



公衆喫煙所

喫煙を主目的とする
バー、スナック等

喫煙可能な
たばこ販売店

○喫煙が可能
施設の全部、または一部に設置可

その他、遵守事項

喫煙器具・設備の撤去



喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。



広告・宣伝

喫煙室設置施設の営業について広告または宣伝するときは、
喫煙室設置施設であることを明らかにしなければなりません。
そのため、ホームページや看板等の媒体において、広告または宣伝を行う場合は、
明瞭かつ正確に表示するようにしてください。
※喫煙専用室を除く。

罰則

義務違反時の指導・命令・罰則の適用について

改正法によって、違反者には、罰則(過料)が科せられることがあります。改正法における過料とは、秩序罰としての過料であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。また、過料の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続により決定されます。

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△ ^{*2}	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	-	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 <small>※1を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者(管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと)にも義務が発生する</small>	喫煙器具・設備等の撤去等 ^{*1}	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合(喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	-	○(50万円以下)
	施設標識の除去	○	-	○(30万円以下)
	書類の保存 (喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	-	○(20万円以下)
	立入検査への対応 ^{*1}	-	-	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止 ^{*1}	○	-	-
	広告・宣伝 ^{*1} (喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)	○	-	-

*2 喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。その上で、繰り返し指導されてもなお喫煙を続ける等、改善が命令の前にまず見られない場合に、命令がなされます。



詳しくは
「なくそう!望まない受動喫煙」Webサイトを
ご覧ください

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

